

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和7年3月27日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の内容	【概要】 地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書（以下「申告等情報」という。）を収集し、個人住民税を計算し、賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、又は賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定又は賦課更正を行う。 又、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から所得・課税証明書を発行する。 【内容】 ①申告等情報（市民税・県民税申告書、確定申告書等、事業所からの給与支払報告など）の受理 ②他自治体から伊勢市への調査回答、伊勢市から他自治体への税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税（以下「住登外課税」と称す。）に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定、並びにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書（給与所得者異動届出書など）の受理 ⑦他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑧賦課情報に基づく所得・課税証明書発行 【業務システムの仕様】 次の「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」中、システム1、システム2、システム3、システム4については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用する。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	【概要】 個人住民税システムは、個人住民税を賦課・更正する根本となるシステムであり、他のシステムへ連携する所得等を含め個人住民税の特定個人情報をすべて保有・管理するものである。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 収滞納管理システム ）

システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合DB及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	団体内統合利用番号と既存業務システムの宛名番号との紐付けを行い、既存業務システムと中間サーバーとの間で特定個人情報の連携を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー、介護保険システム、後期高齢者医療システム)
システム4	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	住民、住登外者、共有者、事業所などの宛名情報を管理する。 住登外者などの宛名情報を登録、更新する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療など各業務システム)

システム5

①システムの名称	国税連携システム	
②システムの機能	【概要】 国税庁及び他自治体との申告等情報又は税額データを連携するシステムで、これらの官公署等との専用回線で接続されている。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を経由して連携が行われる。なお、個人住民税システムをはじめとする他システムとは接続していない。 【内容】 ①国税庁からの申告等情報の受理及び提供 ②他自治体からの申告等情報の受理及び提供 ③他自治体からの住登外課税に係る通知の受理及び提供	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム6

①システムの名称	eLTAXシステム	
②システムの機能	【概要】 給与支払報告書及び公的年金等支払報告書を電子データで受理し、特別徴収義務者へ税額データを送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を経由して連携が行われる。なお、個人住民税システムをはじめとする他システムとは接続していない。 【内容】 ①利用者データの審査と管理 ②申告・申請・届出データの審査と管理 ③申告データの連携	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 (	[] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (1)情報照会の根拠 48の項 (2)情報提供の根拠 1, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 42, 48, 49, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 96, 98, 106, 108, 115, 124, 125, 129, 130, 132, 137, 138, 140, 141, 142, 144, 147, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 161, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部課税課
②所属長の役職名	課税課長
7. 他の評価実施機関	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1月1日現在で、伊勢市に住民票がある者及び住民票は無いが、居住実態がある者。 ※過去の年度において賦課決定及び変更する者を含む。
その必要性	個人住民税の賦課を行うに当たり、納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族の所得の状況や障害、生活保護等の情報を正確に把握し、適正な賦課を行う必要があるため。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・識別情報 課税対象者を特定するために記録 ・連絡先情報 対象者の賦課期時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のための記録。 又、税務調査のために連絡先を記録 ・業務関係情報 ①国税関係情報: 国税庁からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するため記録。 又、国税庁との相互の税務調査のために記録。又、税務調査のために連絡先を記録。 ②地方税法関係情報: 個人住民税を賦課決定・賦課更正するために記録し納税通知書、所得・課税証明書を発行するためにも必要。又、他自治体で住登外課税されていることを記録。 ③生活保護情報: 個人住民税の非課税判定を行うために記録。 ④年金関係情報: 年金支払者から申告等の情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するために記録。又、年金からの特別徴収額を決定・通知するために必要。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務部課税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 (給与支払者、年金支払者) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (宛名管理システム)
③使用目的 ※		・地方税法及び条例に基づき、伊勢市内の課税対象者に対し、適正な課税をするため。
④使用の主体	使用部署	総務部課税課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①個人番号を取得し、課税対象者情報を作成 ②情報元から提出された申告等情報を数値及び画像として電子データ化し、課税対象者に特定。各課税対象者毎に合算・統合、さらに精査した賦課情報ファイルを作成・保管。 ③不突合の申告等情報で他市町村で個人住民税が賦課されることが判明したものは資料回送。 ④②で作成された賦課情報ファイルを徴収方法ごとに住民・給与支払者・年金支払者へそれぞれ税額を通知。又、住登外課税した課税対象者の住民登録地に伊勢市が個人住民税を賦課した旨を通知。 ⑤住民から課税・所得証明の要請があった場合に証明書を発行。
情報の突合		①課税対象者情報と電子データ化した申告等情報を突合。 ②非課税の判定のため、課税対象者情報と生活保護情報を突合。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1		個人住民税システムの保守業務委託
①委託内容		個人住民税システムの保守
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 松阪電子計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		データ読取及び穿孔業務委託
①委託内容		個人住民税のデータ読取及び穿孔作業
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 松阪電子計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		当初賦課運用作業代行業務委託
①委託内容		当初賦課計算処理及び税額決定(納税)通知書の印刷用データ作成
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 松阪電子計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4		国税連携システム及び審査システム(eLTAX)保守業務委託
①委託内容		国税連携システム及び審査システム(eLTAX)の保守
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 TKC
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (57) 件 ☐ 移転を行っている (26) 件 ☐ 行っていない
提供先1	別紙1及び別紙4に掲げる者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表、伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第3
②提供先における用途	別紙1及び別紙4に掲げる事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステム等を通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	別紙2及び別紙3に掲げる者
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表、伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2
②移転先における用途	別紙2及び別紙3に掲げる事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐ サーバ上の共有フォルダ
⑦時期・頻度	庁内連携システム等を通じて情報照会のあった都度

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民からの申告書や給与支払報告書などの申告情報については、本人の個人番号カード又は通知カード（住所、氏名等が住民票と一致している場合に限る。）等の番号確認書類、個人番号カード又は運転免許証等の身元証明書の提示により本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ・国税連携システム及び審査システム（eLTAX）にて配信される申告等情報については、申告書等に記載の住所により配信先の市町村が振り分けられており、他市町村分の資料を入手することはできない。 ・課税資料は一旦は取り込みはなされるが、フリガナ・生年月日が住基データと一致しない場合は不明データとなり、職員が直接データの情報を確認し判断している。当市の課税者ではない場合は課税データに取り込まれる前に精査している。 ・課税データ等個人情報ファイルはサーバーにて管理しており、端末機には保存できないようになっている。 ・バックアップ以外にファイルを複製できないようにシステムで制御を行っている。 ・作業において作成された個人情報を含むファイルデータにおいては、バックアップを残すが、業務時間外は鍵付き書庫等で施錠し、紛失や情報漏えいのないように管理している。 ・委託先には契約で複製を禁じている。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーID及びパスワードによる認証を実施する。又、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じている。 ・番号法第9条第1項別表に記載されない事務については、個人番号を用いた連携を行えないよう、仕組みとして担保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人番号を利用する必要がある職員を特定し、個人番号利用権限を発行する。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要である。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。 ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。 ・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他、個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律においては罰則の適用があることを周知するものとする。 ・従事者等に対して、個人情報保護に関する認識を高めるための研修を年に一回（従事者等に変更があった場合はその都度）行わなければならない。 ・業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。 ・業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。 ・個人情報の授受、複写・複製、返還、廃棄を行うときは、定める様式に記録し、承認を受けなければならない。 ・事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。 ・業務の遂行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、実地に調査することができる。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	—	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要である。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）の各規定に基づき厳格な運用を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要である。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーでは、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定される「情報照会者、情報提供者、事務、特定個人情報の組み合わせを定義した情報」(プレフィックス情報)により、照会、提供の可否を判断し、目的外入手を制御する仕組みとなっている。 ・情報提供ネットワークを介した情報の連携において、情報提供ネットワークシステム側及び庁内連携サーバーにてログを残しており、定期的にセキュリティ管理者が確認する。 ・情報の詐取・奪取の防止及び情報の正確性の担保のため、セキュアなネットワークを用いる。 ・情報照会・情報提供の記録が逐次保存される仕組みとなっている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。))又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ・データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。		
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な方法	・職員に対しては、新規担当者を中心に年1回特定個人情報にかかる安全管理研修会を実施しており、未受講者に対しては、所属の他の参加者による説明や研修資料の提供によりフォローアップを行う。 ・e-ラーニングや庁外で研修会を活用し、教育と啓発に努めている。 ・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。 ・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバープラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	

10. その他のリスク対策

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部課税課 電話:0596-21-5534
②対応方法	対応について記録を残す。対応策や再発防止策について協議を行う。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		令和7年3月27日より前の変更箇所は別に管理			
令和7年3月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用しているシステムを記載	事前	
令和7年3月27日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠		番号法第9条第1項別表における根拠を記載	事後	
令和7年3月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における根拠を記載	事後	
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における根拠を記載	事後	
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠		番号法第9条第1項別表における根拠を記載	事後	
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去		ガバメントクラウドへの移行に向けた対応を記載	事前	

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク1.目的を超えた紐付け、 事務に必要な情報との紐 付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容		番号法第9条第1項別表における根拠を記載	事後	
令和7年3月27日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク1.目的外の入手が行わ れるリスク		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表における根拠を記載	事後	
令和7年3月27日	Ⅲリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去に おけるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置		ガバメントクラウドへの移行に向けた対応を記 載	事前	
令和7年3月27日	Ⅲリスク対策 8.監査		内部監査の追加	事後	
令和7年3月27日	Ⅲリスク対策 10.その他のリスク対策		ガバメントクラウドへの移行に向けた対応を記 載	事前	